

名張市有料広告掲載基準

(1) 名張市有料広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第5号に定める誇大表示、不当表示等その他消費者被害の未然防止、拡大防止の観点から適当でないと認めるものは、次のとおりである。

- ア 求人広告及びこれに類するもの
- イ 誇大な表現（誇大広告）のもの
- ウ 根拠のない表示や著しく誤解を招くような表現をしたもの
- エ 射幸心をあおるもの
- オ 虚偽の内容を表示するもの
- カ 責任所在が明確でないもの

(2) 実施要綱第2条第6号に定めるその他掲載することが適当でないと認めるものは、次のとおりである。

- ア 暴力や犯罪行為を肯定し、助長するような表現のもの
- イ 残酷な描写など善良な風俗に反するような表現のもの
- ウ 暴力又はわいせつ性を連想、想起させるもの
- エ ギャンブル（公営競技及び公営くじを除く。）に係るもの
- オ 市が広告の対象となるものを推進しているかのような誤解を与えるもの
- カ 個人の名刺広告またはその疑いがあるもの
- キ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- ク 要綱第3条第1項第1号に規定する営業に準ずる営業形態であるもの
- ケ 割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示していないもの
- コ 比較広告を掲載する場合、主張する内容が資料等により客観的に実証されていないもの
- サ 無料で参加又は体験できるものの広告を掲載する場合、一部費用負担があるときに、その旨を明示していないもの
- シ 宝石の販売に関する広告を掲載する場合、虚偽の表現でないことについて、公正取引委員会の確認を得ていないもの